

令和8年度家庭ごみ収集日程表

【令和8年4月～令和9年3月】

(ごみ減量マスコット)



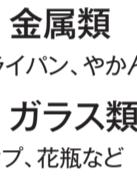
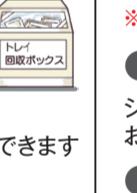
ごみゼロん!

▶美しいとくしまあるために おさえておきたいポイント◀

- ★ 家庭ごみは8種類にキチンと分別
- ★ 決められた日の午前8時30分まで
- ★ 一度に出すのは45Lの袋で5袋まで
- ★ ごみを減らす努力を
- ★ 自分で焼却しない



家庭ごみの分け方・出し方(詳細)

ごみ出しのルール	ごみや資源として出せるもの例	
<ul style="list-style-type: none"> ・使用するごみ袋は、透明または半透明の45L以下の大きさのもの ・ごみ袋の口は結ぶこと  <ul style="list-style-type: none"> ・1回のごみ出しは5袋以内であること（草木含む） ・串は先端を折り、ガラス片や刃物類は新聞紙などで包み、ごみ袋に「ガラス・刃物」などと明記すること 	<p>可</p> <p>分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみ よく水をきて袋の口をしっかりと結ぶ ● 汚れた雑がみなど きれいな雑がみは「古紙類」の日に、紙袋に入れて出す  <ul style="list-style-type: none"> ● 木切れ・雑草 剪定した枝は土を落とし、乾燥させて出す 太さ5cm以内、長さ30cm以内のみ ● 衣類 エコストーションで回収しています。 一部回収できない品目については、徳島市HPをご確認ください 	<p>不</p> <p>燃やせないごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金属類 フライパン、やかんなど ● ガラス類 コップ、花瓶など ● 陶器類 茶わん、湯飲み、食器類など  <ul style="list-style-type: none"> ● 容器包装以外のプラスチック製品 バケツ、洗面器、おもちゃなど ● ガス缶・スプレー缶など 必ずガスを抜き、他のごみとは別の袋で出す 同封の折込チラシをご確認ください 
<ul style="list-style-type: none"> ・各古紙ごとにひもでしばって出すこと ・しばるひもの種類に指定はありませんが、ガムテープなど粘着性のあるものは使わないこと ・雨の日であってもごみ袋は使わないこと（紙パックは除く） 	<p>プラマーク</p> <p>※プラマークをご確認ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ボトル類 食物油、洗剤、シャンプーなどの容器 ● 袋・パック類 豆腐のパック、お菓子の袋など  <p>※水洗いして汚れを落としてください ※二重袋の状態で捨てないでください</p> 	<p>缶・びん</p> <p>※ペットボトルが混入しているなど、分別できていないものは収集しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食用缶 ジュース、ビール、缶詰、お菓子缶、食物油の缶など ● 飲食用びん ジュース、酒、ジャム、調味料などのびん 
	<p>PET</p> <p>※缶・びんが混入しているなど、分別できていないものは収集しません。</p> <p>ペットボトル</p>	<p>※キャップははずす ①キャップをはずす ②ラベルをはずす ③中を水洗いし、「ペットボトル」の収集日に出す</p>  
<ul style="list-style-type: none"> ・右のごみについては日々の収集を行っておりません ・粗大ごみは申込制です。品目、申込方法についてP7をご確認ください ・有害ごみの捨て方の詳細は、同封の折込チラシをご確認ください 	<p>古紙</p> <p>古紙類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新聞紙(折込チラシを含む) 折込チラシと一緒にひもでしばって出すことができます ● 紙パック 紙パックのみ、洗って、開いて、乾かして、 ポリ袋に入れてからひもで十字にしばってください 	<ul style="list-style-type: none"> ● ダンボール なるべく小さくして出してください 引越業者名が記載されたものは 収集対象外となります (P8をご確認ください) ● 雑誌・本 お菓子の紙箱、ポスティングされたチラシ、メモ用紙など ご家庭にある紙袋や封筒に入れ、ひもで十字にしばってください    
<ul style="list-style-type: none"> ・右のごみについては日々の収集を行っておりません ・粗大ごみは申込制です。品目、申込方法についてP7をご確認ください ・有害ごみの捨て方の詳細は、同封の折込チラシをご確認ください 	<p>粗大ごみ</p> <p>※壊したり、分解しても粗大ごみとして扱います。 エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは折込の「家電リサイクル法について」をご確認ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家電製品、家具類、寝具類、遊具類など  <p>リユース 一粗大ごみを減らそう 粗大ごみの申請前に、リユースを検討してみませんか? 詳細は徳島市HPをご覧ください。</p> 	<p>有害ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乾電池、モバイルバッテリー、加熱式たばこ 市役所、各支所などに設置された乾電池回収ボックスへ ● 水銀使用製品(体温計、血圧計、蛍光管など) 体温計、血圧計は割れても問題ないよう密封し、乾電池回収ボックスへ 蛍光管は、市役所、各支所などに設置された回収ボックスへ ● 小型充電式電池(家電などのバッテリー) 右のリサイクルマークをご確認いただき、家電量販店などに設置された回収ボックスへ (同封の折込チラシをご確認ください)    

スマートフォンやタブレット
端末をお持ちの方は、こちらの
アプリもご利用ください

資源・ごみ分別アプリ
さんあ～る

ごみの出し方や収集日程表
など、家庭ごみのあらゆる
情報がココに!!



ごみ収集地区割表（五十音順）

つぎの「ごみ収集地区割表」で、あなたがお住まいの町がどの収集地区に入っているかを確認していただき、該当する地区別のごみ収集カレンダーをご覧ください。
ただし、お住まいの方は、別の地区で収集する場合がありますので、収集担当（東部または西部環境事業所業務課）にお問い合わせいただき、該当地区を確認してください。

	町丁名	地区	収集担当		町丁名	地区	収集担当
あ行	藍場町	B	東部業務	た行	津田本町	A	東部業務
	秋田町	D	東部業務		出来島本町	B	東部業務
か行	鮎喰町	A	西部業務		寺島本町西	B	東部業務
	安宅（徳島環状線から西側）	B	委託東部		寺島本町東	B	東部業務
	安宅（徳島環状線から東側）	A	委託東部		寺町	D	東部業務
	飯谷町	D	東部業務		問屋町	B	東部業務
	伊賀町	D	東部業務		通町	B	東部業務
	一宮町	C	西部業務		徳島町（城内を除く）	B	委託東部
	一番町	B	東部業務		徳島町城内	B	東部業務
	伊月町	D	東部業務		徳島本町	B	委託東部
	応神町（県道39号線から西側）	C	委託西部		富田橋（JR牟岐線から西側）	D	東部業務
	応神町（県道39号線から東側）	D	委託西部		富田橋（JR牟岐線から東側）	B	東部業務
	大谷町	C	東部業務		富田浜	D	東部業務
	大原町（大神子・小神子・小神子山を除く）	A	東部業務		富田町	D	東部業務
	大原町大神子・小神子・小神子山	C	東部業務	な行	中島田町	A	西部業務
	大松町	C	東部業務		中常三島町	C	委託西部
	大道	D	東部業務		中昭和町	B	東部業務
	沖浜	B	東部業務		中洲町	B	委託東部
	沖浜町	B	東部業務		中通町	B	東部業務
	沖浜東	B	東部業務		中徳島町	B	委託東部
か行	籠屋町	D	東部業務		仲之町	D	東部業務
	春日	D	西部業務		中前川町（県道30号線から西側）	D	西部業務
	春日町（宝野・若宮前）	B	西部業務		中前川町（県道30号線から東側）	C	委託西部
	方上町	C	東部業務		中吉野町（県道30号・39号線から西側）	D	西部業務
	かちどき橋（国道55号線から西側）	D	東部業務		中吉野町（県道30号・39号線から東側）	C	委託西部
	かちどき橋（国道55号線から東側）	B	東部業務		二軒屋町	D	東部業務
	勝占町	C	東部業務		西新浜町	A	東部業務
	金沢	A	委託東部		西新町	D	東部業務
	上助任町（県道39号線から西側）	D	西部業務		西須賀町	C	東部業務
	上助任町（県道39号線から東側）	C	委託西部		西船場町	D	東部業務
	上八万町	C	西部業務		西大工町	D	東部業務
	上吉野町	C	委託西部		西二軒屋町2丁目39番地の4	C	東部業務
	加茂名町	A	西部業務		西二軒屋町（2丁目39番地の4を除く）	D	東部業務
	川内町（県道39号線から西側）	C	委託西部		西山手町	D	東部業務
	川内町（県道39号線から東側）	D	委託西部		入田町	C	西部業務
	北冲洲	A	委託東部		幟町	D	東部業務
	北佐古一番町・二番町	C	西部業務	は行	八多町（中津を除く）	D	東部業務
	北島田町（1丁目の一部を除く）	A	西部業務		八多町中津	C	東部業務
	北島田町1丁目の一部	D	西部業務		八万町（寺山を除く）	C	東部業務
	北常三島町	C	委託西部		八万町寺山	C	西部業務
	北田宮	D	西部業務		万代町	B	東部業務
	北出来島町	B	東部業務		東新町	D	東部業務
	北前川町（県道30号線から西側）	D	西部業務		東船場町	D	東部業務
	北前川町（県道30号線から東側）	C	委託西部		東大工町	D	東部業務
	北矢三町四丁目2～5番の一部	A	西部業務		東出来島町	B	東部業務
	北矢三町（四丁目2～5番の一部を除く）	D	西部業務		東山手町	D	東部業務
	北山町	C	東部業務		東吉野町	C	委託西部
	銀座	D	東部業務		眉山町	D	東部業務
	蔵本町	A	西部業務		福島	B	委託東部
	蔵本元町	A	西部業務		不動北町	B	西部業務
	国府町	B	西部業務		不動西町	B	西部業務
	紺屋町	D	東部業務		不動東町	B	西部業務
さ行	雜賀町	A	東部業務		不動本町	B	西部業務
	幸町	B	東部業務	ま行	南内町	B	東部業務
	栄町	D	東部業務		南沖洲	A	委託東部
	佐古一番町～八番町（八番町6・7番の一部を除く）	C	西部業務		南蔵本町	A	西部業務
	佐古八番町6・7番の一部	A	西部業務		南佐古（八番町5・6番の一部を除く）	C	西部業務
	佐古山町	C	西部業務		南佐古八番町5・6番の一部	A	西部業務
	三軒屋町	C	東部業務		南島田町	A	西部業務
	渋野町	D	東部業務		南常三島町	C	委託西部
	下助任町（県道30号線から西側）	D	西部業務		南庄町	A	西部業務
	下助任町（県道30号線から東側）	C	委託西部		南昭和町（国道55号線から西側）	D	東部業務
	下町	C	西部業務		南昭和町（国道55号線から東側）	B	東部業務
	城東町（徳島環状線から西側）	B	委託東部		南新町	D	東部業務
	城東町（徳島環状線から東側）	A	委託東部		南末広町（徳島環状線から西側）	B	委託東部
	城南町	C	東部業務		南末広町（徳島環状線から東側）	A	委託東部
	庄町	A	西部業務		南田宮	D	西部業務
	丈六町	D	東部業務		南出来島町	B	東部業務
	昭和町	B	東部業務		南仲之町	D	東部業務
	新内町	B	東部業務		南二軒屋町一丁目1番1～9号	D	東部業務
さ行	新蔵町	B	委託東部		南二軒屋町（JR牟岐線から西側）	C	東部業務
	新浜町	A	東部業務		南二軒屋町（JR牟岐線から東側）	B	東部業務
	新浜本町	A	東部業務		南前川町（県道30号線から西側）	D	西部業務
	新町橋	D	東部業務		南前川町（県道30号線から東側）	C	委託西部
	新南福島	B	委託東部		南矢三町	D	西部業務
	末広（徳島環状線から西側）	B	委託東部		明神町	D	東部業務
	末広（徳島環状線から東側）	A	委託東部		名東町	A	西部業務
	助任橋	C	委託西部		元町	B	東部業務
	助任本町	C	委託西部	や行～	八百屋町	B	東部業務
	住吉（徳島環状線から西側）	B	委託東部		山城町	B	東部業務
	住吉（徳島環状線から東側）	A	委託東部		山城西	B	東部業務
	勢見町	D	東部業務		大和町	B	委託東部
	鷹匠町	D	東部業務		弓町	D	東部業務
	多家良町（金谷・立岩・中津・中津峰を除く）	D	東部業務		吉野本町（県道30号・39号線から西側）	D	西部業務
	多家良町金谷・立岩・中津・中津峰	C	東部業務		吉野本町（県道30号・39号線から東側）	C	委託西部
	中央通	D	東部業務		両国橋	D	東部業務
	津田町	A	東部業務		両国本町	B	東部業務
	津田海岸町	A	東部業務		論田町	A	東部業務
た行	津田西町	B	東部業務		「東部業務」… 東部環境事業所業務課 ☎ 662-0139		
	津田浜之町（2～5番、7番の一部を除く）	A	東部業務		「西部業務」… 西部環境事業所業務課 ☎ 642-8585		
	津田浜之町2～5番	B	東部業務		「委託東部」… 委託収集東部地区担当 ☎ 677-4122		
	津田浜之町7番の一部	B	東部業務		「委託西部」… 委託収集西部地区担当 ☎ 642-8588		

A 地区

家庭ごみは必ず決められた収集日の午前8時30分までに決められた場所に出してください。
なお、交通事情、収集品目、収集量などにより収集にかかる時間が異なる場合があります。

令和8年4月 ごみ収集日程表 A地区

日	月	火	水	木	金	土
			1 	2 	3 	4 
5 	6 	7 	8 	9 	10 	11 
12 	13 	14 	15 	16 	17 	18 
19 	20 	21 	22 	23 	24 	25 
26 	27 	28 	29 	30 		

資源・ごみ分別アプリ
ごみの出し方や収集の日程が確認できる便利な
資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」をぜひご活用ください。(詳細は折込チラシに)

令和8年5月 ごみ収集日程表 A地区

日	月	火	水	木	金	土
					1 	2 
3 	4 	5 	6 	7 	8 	9 
10 	11 	12 	13 	14 	15 	16 
17 	18 	19 	20 	21 	22 	23 
24 	25 	26 	27 	28 	29 	30 
31 						

カセットボンベやライター、小型充電式電池による火災が発生しています。ルールを守って捨てるようにしましょう。(詳細は折込チラシに)

令和8年6月 ごみ収集日程表 A地区

日	月	火	水	木	金	土
		1 	2 	3 	4 	5 
6 	7 	8 	9 	10 	11 	12 
13 	14 	15 	16 	17 	18 	19 
20 	21 	22 	23 	24 	25 	26 
27 	28 	29 	30 			

お菓子の紙箱、ポスティングされたチラシなどの雑がみは、紙袋に入れてひもで縛って出してください。

令和8年7月 ごみ収集日程表 A地区

日	月	火	水	木	金	土
			1 	2 	3 	4 
5 	6 	7 	8 	9 	10 	11 
12 	13 	14 	15 	16 	17 	18 
19 	20 	21 	22 	23 	24 	25 
26 	27 	28 	29 	30 		

プラマークに付着する汚れはリサイクルに悪影響を与えるます。必ず水洗いして汚れを落としてから捨てるようにしましょう。

令和8年8月 ごみ収集日程表 A地区

日	月	火	水	木	金	土
						1 
2 	3 	4 	5 	6 	7 	8 
9 	10 	11 	12 	13 	14 	15 
16 	17 	18 	19 	20 	21 	22 
23 	24 	25 	26 	27 	28 	29 
30 						

庭木のせんてい枝や雑草は、①必ず土を落として、②細かく(30cm以内に)切って、③よく乾燥させてから出してください。

令和8年9月 ごみ収集日程表 A地区

日	月	火	水	木	金	土

<tbl_r cells="7" ix="

B 地区

家庭ごみは必ず決められた収集日の午前8時30分までに決められた場所に出してください。
なお、交通事情、収集品目、収集量などにより収集にかかる時間が異なる場合があります。

令和8年4月 ごみ収集日程表 B地区

日	月	火	水	木	金	土
			1 可	2 可	3 缶・びん	4
5	6 可	7 PET	8 不	9 可	10	11
12	13 可	14	15 古紙	16 可	17 古紙	18
19	20 可	21 PET	22	23 可	24	25
26	27 可	28	29 古紙	30 可		



ごみの出し方や収集の日程が確認できる便利な資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」をぜひご活用ください。(詳細は折込チラシに)

令和8年7月 ごみ収集日程表 B地区

日	月	火	水	木	金	土
			1 不	2 可	3	4
5	6 可	7	8 古紙	9 可	10 古紙	11
12	13 可	14 PET	15	16 可	17	18
19	20 可	21	22 古紙	23 可	24 缶・びん	25
26	27 可	28 PET	29 不	30 可	31	



スマートフォンに付着する汚れはリサイクルに悪影響を与える。必ず水洗いで汚れを落としてから捨てるようにしましょう。

令和8年10月 ごみ収集日程表 B地区

日	月	火	水	木	金	土
			1 可	2 古紙	3	4
4	5 可	6 PET	7	8 可	9	10
11	12 可	13	14 古紙	15 可	16 缶・びん	17
18	19 可	20 PET	21 不	22 可	23	24
25	26 可	27	28 古紙	29 可	30 古紙	31



乾電池を使用している製品を捨てるときは、必ず取り外して別々に捨ててください。乾電池の捨て方は折込チラシに。

令和9年1月 ごみ収集日程表 B地区

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 可	5	6 古紙	7 可	8	9
10	11 可	12 PET	13 不	14 可	15 缶・びん	16
17	18 可	19	20 古紙	21 可	22	23
24	25 可	26 PET	27	28 可	29 古紙	30
31						



食品ロスを減らすようライフスタイルを見直しましょう。生ごみを捨てるときは、よく水を切ってポリ袋に入れ、袋の口を結んで出しましょう。

令和8年5月 ごみ収集日程表 B地区

日	月	火	水	木	金	土
			1 可	2 古紙	3	4
3	4 可	5	6 古紙	7 可	8	9
10	11 可	12 PET	13 不	14 可	15 缶・びん	16
17	18 可	19	20 古紙	21 可	22	23
24	25 可	26 PET	27	28 可	29 古紙	30
31						



カセットボンベなどは、①必ず中身を使い切り、②穴を複数あけて、③へこませるかあけた穴に印を付け④他の燃やせないごみとは区別し、別の袋に入れて出してください。

令和8年6月 ごみ収集日程表 B地区

日	月	火	水	木	金	土
			1 可	2 PET	3 不	4 可
7	8 可	9	10 古紙	11 可	12 古紙	13
14	15 可	16	17 古紙	18 可	19 古紙	20
21	22 可	23	24 古紙	25 可	26 缶・びん	27
28	29 可	30 PET				



お菓子の紙箱、ポスティングされたチラシなどの雑がみは、紙袋に入れてひもで縛って出してください。

令和8年7月 ごみ収集日程表 B地区

日	月	火	水	木	金	土
			1 不	2 可	3	4
2	3 可	4	5 古紙	6 可	7 古紙	8
9	10 可	11 PET	12	13 可	14	15
16	17 可	18	19 古紙	20 可	21 缶・びん	22
23	24 可	25 PET	26 不	27 可	28	29
30	31 可					



庭木のせんせい枝や雑草は、①必ず土を落として、②細かく(30cm以内に)切って、③よく乾燥させてから出してください。

令和8年8月 ごみ収集日程表 B地区

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3 可	4	5 古紙	6 可	7 古紙	8
9	10 可	11 PET	12	13 可	14	15
16	17 可	18	19 古紙	20 可	21	22
23	24 可	25	26 古紙	27 可	28	29
30	31 可					



ペットボトルは必ずキャップとラベルをはずし、中を洗ってから捨てるようにしましょう。はずしたキャップとラベルはスマートフォンに付着する汚れはリサイクルに悪影響を与える。

令和8年9月 ごみ収集日程表 B地区

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 古紙	3 可	4 古紙
6	7 可	8 PET	9	10 古紙	11 可	12
13	14 可	15	16 古紙	17 古紙	18 缶・びん	19
20	21 可	22 PET	23 不	24 可	25	26
27	28 可	29	30 古紙			

エコステーションでは、古紙などリサイクルできる資源物を持ち込みます。年末の大掃除で出た資源物をぜひお持ち込みください。(詳細は折込チラシに)

令和8年10月 ごみ収集日程表 B地区

日	月	火	水	木	金
---	---	---	---	---	---

C 地区

家庭ごみは必ず決められた収集日の**午前8時30分**までに決められた場所に出してください。
なお、交通事情、収集品目、収集量などにより収集にかかる時間が異なる場合があります。

令和8年4月 ごみ収集日程表 C地区

日	月	火	水	木	金	土
			1 不	2	3 可	4
5	6 PET	7 可	8	9 缶・びん	10 可	11
12	13	14 可	15	16	17 可	18
19	20 PET	21 可	22	23 古紙	24 可	25
26	27	28 可	29 不	30		



ごみの出し方や収集の日程が確認できる便利な
資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」をぜひご活用ください。(詳細は折込チラシに)

令和8年5月 ごみ収集日程表 C地区

日	月	火	水	木	金	土
					1 可	2
3	4 PET	5 可	6	7 缶・びん	8 可	9
10	11	12 可	13	14	15 可	16
17	18 PET	19 可	20	21 古紙	22 可	23
24	25	26 可	27 不	28	29 可	30
31						



カセットボンベやライター、小型充電式電池による火災が発生しています。ルールを守って捨てるようにしましょう。(詳細は折込チラシに)

令和8年6月 ごみ収集日程表 C地区

日	月	火	水	木	金	土
	1 PET	2 可	3	4 缶・びん	5 可	6
7	8	9 可	10	11	12 可	13
14	15 PET	16 可	17	18 古紙	19 可	20
21	22	23 可	24 不	25	26 可	27
28	29 PET	30 可				



お菓子の紙箱、ポスティングされたチラシなどの雑がみは、紙袋に入れてひもで縛って出してください。(詳細は折込チラシに)

令和8年7月 ごみ収集日程表 C地区

日	月	火	水	木	金	土
		1 缶	2 缶・びん	3 可	4	
5	6	7 可	8	9	10 可	11
12	13 PET	14 可	15	16 古紙	17 可	18
19	20	21 可	22 不	23	24 可	25
26	27 PET	28 可	29 缶	30 缶・びん	31 可	

令和8年8月 ごみ収集日程表 C地区

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4 可	5	6	7 可	8
9	10 PET	11 可	12	13 古紙	14 可	15
16	17	18 可	19 不	20	21 可	22
23	24 PET	25 可	26 缶	27 缶・びん	28 可	29
30	31					



庭木のせんてい枝や雑草は、①必ず土を落として、②細かく(30cm以内に)切って、③よく乾燥させてから出してください。(詳細は折込チラシに)

令和8年9月 ごみ収集日程表 C地区

日	月	火	水	木	金	土
		1 可	2	3	4 可	5
6	7 PET	8 可	9 缶	10 古紙	11 可	12
13	14	15 可	16 不	17	18 可	19
20	21 PET	22 可	23 缶	24 缶・びん	25 可	26
27	28	29 可	30			



ペットボトルは必ずキャップとラベルをはずし、中を洗ってから捨てるようにしましょう。はずしたキャップとラベルはスマートマークの日に出してください。(詳細は折込チラシに)

令和8年10月 ごみ収集日程表 C地区

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 可	3	
4	5 PET	6 可	7 缶	8 古紙	9 可	10
11	12	13 可	14 不	15	16 可	17
18	19 PET	20 可	21 缶	22 缶・びん	23 可	24
25	26	27 可	28	29	30 可	31

令和8年11月 ごみ収集日程表 C地区

日	月	火	水	木	金	土
1	2 PET	3 可	4 缶	5 古紙	6 可	7
8	9	10 可	11 不	12	13 可	14
15	16 PET	17 可	18 缶	19 缶・びん	20 可	21
22	23	24 可	25	26	27 可	28
29	30 PET					



引っ越しに伴う一時多量ごみは収集できません。(詳細は折込チラシに)

令和9年1月 ごみ収集日程表 C地区

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
3	4	5 可	6 不	7 古紙	8 可	9
10	11 PET	12 可	13 缶	14	15 可	16
17	18	19 可	20	21 缶・びん	22 可	23
24	25 PET	26 可	27 缶	28	29 可	30
31						

令和9年2月 ごみ収集日程表 C地区

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 可	4 不	5 古紙	6 可	7
7	8 PET	9 可	10 缶	11	12 可	13
14	15	16 可	17	18 缶・びん	19 可	20
21	22 PET	23 可	24 缶	25	26 可	27
28						



電気製品に使用されている小型充電式電池は、「燃やせないごみ」や「スマートマーク」の収集日に出さないでください。処分方法は、同封の折込チラシをご確認ください。(詳細は折込チラシに)

令和9年3月 ごみ収集日程表 C地区

D 地区

家庭ごみは必ず決められた収集日の午前8時30分までに決められた場所に出してください。
なお、交通事情、収集品目、収集量などにより収集にかかる時間が異なる場合があります。

令和8年4月 ごみ収集日程表 D地区

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 古紙	4
5	6	7 可	8 PET	9	10 可	11
12	13 PET	14 可	15 不	16 缶・びん	17 可	18
19	20	21 可	22 PET	23	24 可	25
26	27 PET	28 可	29	30 古紙		



ごみの出し方や収集の日程が確認できる便利な資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」をぜひご活用ください。(詳細は折込チラシに)

令和8年5月 ごみ収集日程表 D地区

日	月	火	水	木	金	土
					1 可	2
3	4	5 可	6 PET	7	8 可	9
10	11 PET	12 可	13 不	14 缶・びん	15 可	16
17	18	19 可	20 PET	21	22 可	23
24	25 PET	26 可	27	28 古紙	29 可	30
31						



カセットボンベやライター、小型充電式電池による火災が発生しています。ルールを守って捨てるようにしましょう。(詳細は折込チラシに)

令和8年6月 ごみ収集日程表 D地区

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 可	3 PET	4	5 可	6
7	8 PET	9 可	10 不	11 缶・びん	12 可	13
14	15	16 可	17 PET	18	19 可	20
21	22 PET	23 可	24	25 古紙	26 可	27
28	29	30 可				



お菓子の紙箱、ポスティングされたチラシなどの雑がみは、紙袋に入れてひもで縛って出してください。

令和8年7月 ごみ収集日程表 D地区

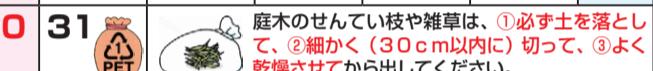
日	月	火	水	木	金	土
		1 PET	2	3 可	4	
5	6 PET	7 可	8 不	9 缶・びん	10 可	11
12	13	14 可	15 PET	16	17 可	18
19	20 PET	21 可	22	23 古紙	24 可	25
26	27	28 可	29 PET	30	31 可	



スマートフォンに付着する汚れはリサイクルに悪影響を与えることがあります。必ず水洗いで汚れを落としてから捨てるようにしましょう。

令和8年8月 ごみ収集日程表 D地区

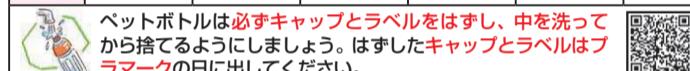
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 PET	4 可	5 不	6 缶・びん	7 可	8
9	10	11 可	12 PET	13	14 可	15
16	17 PET	18 可	19	20 古紙	21 可	22
23	24	25 可	26 PET	27	28 可	29
30	31 PET					



庭木のせんせい枝や雑草は、①必ず土を落として、②細かく(30cm以内に)切って、③よく乾燥させてから出してください。

令和8年9月 ごみ収集日程表 D地区

日	月	火	水	木	金	土
	1 可	2 不	3 缶・びん	4 可	5	
6	7	8 可	9 PET	10	11 可	12
13	14 PET	15 可	16	17 古紙	18 可	19
20	21	22 可	23 PET	24	25 可	26
27	28 PET	29 可	30 不			



ペットボトルは必ずキャップとラベルをはずし、中を洗ってから捨てるようにしましょう。はずしたキャップとラベルはスマートフォンのアイコン

令和8年10月 ごみ収集日程表 D地区

日	月	火	水	木	金	土
			1 缶・びん	2 可	3	
4	5	6 可	7 PET	8	9 可	10
11	12 PET	13 可	14	15 古紙	16 可	17
18	19	20 可	21 PET	22	23 可	24
25	26 PET	27 可	28 不	29 缶・びん	30 可	31



乾電池を使用している製品を捨てるときは、必ず取り外して別々に捨ててください。乾電池の捨て方は折込チラシ。

令和8年11月 ごみ収集日程表 D地区

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 可	4 PET	5	6 可	7
8	9 PET	10 可	11	12 古紙	13 可	14
15	16	17 可	18 PET	19	20 可	21
22	23 PET	24 可	25 不	26 缶・びん	27 可	28
29	30					



引っ越しに伴う一時多量ごみは収集できません。

令和9年1月 ごみ収集日程表 D地区

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
3	4 PET	5 可	6	7	8 可	9
10	11	12 可	13 PET	14 古紙	15 可	16
17	18 PET	19 可	20 不	21	22 可	23
24	25	26 可	27 PET	28 缶・びん	29 可	30
31						



食品ロスを減らすようライフスタイルを見直しましょう。生ごみを捨てるときは、よく水を切ってボリ袋に入れ、袋の口を結んで出します。

令和9年2月 ごみ収集日程表 D地区

日	月	火	水	木	金	土
1	PET	2 可	3	4	5 可	6
7	8	9 可	10 PET	11 古紙	12 可	13
14	15 PET	16 可	17 不	18	19 可	20
21	22	23 可	24 PET	25 缶・びん	26 可	27
28					</td	

粗大ごみを申請する前にリユース(再利用)を検討してみませんか。
徳島市では、持続可能な循環型社会への転換を図るため、リユースによるごみ減量化を推進しています。
自分にとっては不用なものでも、もったいないと感じたら「おいくら」、「ジモティー」、「メルカリ」などのフリマアプリを通じてリユースにチャレンジし、ごみの減量に取り組んでいきましょう。

おいくら?

ジモティー



粗大ごみの出し方 (年6回の申込制)

【申し込みの手順】

1 専用はがき、又はインターネットでの申し込み	2 収集日のお知らせ	粗大ごみの出し方	
		3 粗大ごみ収集シールを貼る	4 家の前に出す
「粗大ごみ収集申込書」(専用はがき)に、住所・氏名・品目・数量・自宅付近の略図・出す場所などを記入の上、東部環境事業所にお申し込みください。差出人の欄は、個人の住所・氏名を記入してください。環境政策課(本館10階)・東西環境事業所・各支所の窓口でも受付いたします。 徳島市ホームページ、「くらし・手続き」⇒「ごみ・リサイクル」⇒「粗大ごみ」の申込フォームより必要事項を入力の上、お申し込みください。24時間申込可能です。なお、操作方法等についてのお問い合わせは、東部環境事業所業務課(088-662-0985)まで。	申込受付後、「粗大ごみ収集通知書」により、収集日・収集場所などをお知らせします。  	出す粗大ごみ1点ずつに、「粗大ごみ収集シール」をよく見えるところに貼ってください。(※収集シールが貼られないないと収集できません) 粗大ごみ収集シールは、粗大ごみ収集通知書と一緒に送付します。 	収集日当日の朝8時30分までに、「粗大ごみ収集通知書」に記入された場所にお出しください。雨の日であっても、シートなどをかけずそのままの状態でお出しください。収集時間は、収集順・道路状況により異なります。午後3時30分までに収集されていない場合は、粗大ごみ担当までご連絡をお願いします。 ※粗大ごみを持ち去るケースが発生しているので、収集日前には出さないでください。 

【申込月と収集月】

※申込月・収集月を確認の上、お申し込みください。

お住まいの地区名がわからない場合は、徳島市ホームページをご覧ください。

該当地区	粗大ごみ申込月と収集月							
	申込月	偶数月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
内町、新町、昭和、佐古、津田、加茂名、加茂、多家良、入田、上八万、国府、南井上、北井上	収集月	奇数月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
西富田、東富田、渭東、渭北、沖洲、八万、勝占、不動、川内、応神	申込月	奇数月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
	収集月	偶数月	6月	8月	10月	12月	2月	4月

【注意事項】

★申し込みについて

- 収集日は申込順になりますので、早めにお申し込みください。(月末は大変混み合います。)
- 申込専用はがきは、各支所・各コミュニティセンター・東西環境事業所・徳島市エコステーション・市役所10階環境政策課に置いてあります。
- お申し込みは、一世帯あたり各申込月につき1回限り(数量は大小問わず5点まで)とします。
- 収集日及び収集日当日の申込品目変更是お受けできません。
- 市では収集・処理できないものがありますので注意してください。
- 申し込みされていない粗大ごみや、収集シールが貼られておらず確認がとれないものは収集できません。

★収集場所について

- 原則として、一戸建てにお住まいの方は家の前、アパート・マンションなどにお住まいの方は1階の入口付近の分かりやすい場所で収集します。なお、収集場所は1か所にまとめて出してください。
- 道幅が狭く収集車両(2トン車)が通行できない場合は、指定する場所まで出させていただきますが、事前に各自で周辺の方々の了解を得てください。
- 現在お住まいになっている所でお申し込みをしてください。

★その他注意事項

- 引っ越しごみはお申し込みできません。
- アパート・マンションなどの管理地に、多量に捨てられている自転車やその他の粗大ごみはお申し込みできません。

【粗大ごみ収集品目例】

★30cm角程度より大きいものが対象となります

※粗大ごみとなる物は、壊したり、分解しても粗大ごみとして扱いません。

- 家電製品類(ビデオ、ステレオ、ストーブ、扇風機、換気扇、電気こたつ、掃除機など)
※電気ポット、炊飯器、かさは燃やせないごみとして収集します。
- エアコン(室内機・室外機)、テレビ、電気冷蔵庫(冷凍庫)、電気洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは、法律により、リサイクルしていますので粗大ごみとして申し込みできません。
- 家具類(机、いす、椅子、たんす、食器棚、本箱、下駄箱、テレビ台、鏡台など)
- ちゅう房器具類(ガスコンロ、電子レンジ、米びつなど)
- 寝具類(布団、ベッド、毛布など)
- 乗り物・遊具類(自転車、ベビーカー、ランコなど)
- その他(物干し竿、スキー板、一斗缶、18L灯油缶、じゅうたん・すだれなど)

★例外として対象となるもの

- 小さいが重いもの(アイロン、鉄アレイ、ボウリングのボールなど)

申し込みは1回につき5点までですが、次の品目については、1点扱いとすることができます。

品名	1点扱いできる基準
ホットカーペット	本体とカバーのセット
いす	一人掛け用で、同タイプのものを2脚重ねて1点
ソファー	
ふとん	2枚まで
毛布	2枚まで
座布団	5枚まで
カーテン	4枚まで
物干し竿	2本まで
物干し台	2台1対のもの
ゴルフ用品	クラブ・バッグの1セット
スキー用品	板・ストックの1セット
釣り竿	5本まで
波板トタン	2枚まで

※1点扱いできる品目においても収集申込書には、実際に出す数量を記入してください。

市が収集・処理できないごみ

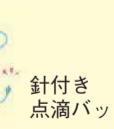
【収集しないごみ】

※ごみ集積場所に出せません。

事業系ごみ 事業活動に伴って商店・事務所等から出るごみ 農作業に伴うごみ	<一時多量ごみの処理方法> 市で処理できるものについては、ご自分で持ち込む方法と処理業者に依頼する方法(共に有料)があります。 ○ご自分で持ち込む場合 → 「ごみの持込みについて」P8 ○処理業者に依頼する場合 → 「ごみの許可業者一覧表」P8 なお、ダンボールなどの紙類は、資源としてリサイクルできますので、「資源物について」P8に書いてある方法で処理してください。
一時多量ごみ 引っ越し・大掃除などや 5袋を超える一時多量ごみ	

【処理できないごみ】

※処理施設にも持込みできません。

在宅医療廃棄物の一部 ケガや感染の可能性が高いため、かかりつけ医へ返却してください。	    
処理する際に危険を伴うもの 販売店・専門の処理業者に相談するか、引き取りを依頼してください。消火器については、(一財)徳島県消防設備協会(☎ 679-8351)へお問い合わせください。(有料)	     
処理設備がないもの 販売店・専門の処理業者に相談するか、引き取りを依頼してください。	     
産業廃棄物(事業系) 販売店・処理業者に相談してください。産業廃棄物の処理については、県環境指導課(☎ 621-2269)へお問い合わせください。	    

【適正処理困難物】

次の品目については、法律により市町村の一般廃棄物処理施設で適切な処理が困難なものと指定されています。

スプリング入りマットレス 
ご家庭で不用になったものは、購入した販売店などに引き取りを依頼してください。なお、引き取り先がない場合は、粗大ごみとして申し込んでください。

ごみの持込みについて

ごみの持込みについては、次の条件を満たす必要があります。

- ①原則として、排出者本人がごみを運搬し、以下の処理施設に持ち込むこと
- ②ごみの持込みに使用できる自動車は、原則として自家用車に限ること
- ③運転免許証などの公的な証明で、徳島市内在住であることを証明できること

ごみは、種類別（分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、缶・びん、ペットボトル、プラマーク）に分けて、各施設にお問い合わせのうえで持ち込んでください。各施設で計量し、各々手数料を支払っていただくことになります。

なお、古紙類については、本ページ中欄の「資源物について」に記載する方法で処理してください。

分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ	処理施設名	東部環境事業所施設課 西部環境事業所施設課	徳島市論田町元開 43-1 徳島市国府町北岩延字桑添 18-1	☎ 662-0941 ☎ 642-8402
	持込時間	分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ	月～金 午前 8：30～午後 4：00（祝日及び年末年始を除く）	
燃やせないごみ等	処理施設名	(株)三紅 (株)三幸クリーンサービスセンター	徳島市飯谷町高良 26-20 徳島市丈六町山根 30	☎ 645-2198 ☎ 645-1966
	持込時間	燃やせないごみ、粗大ごみ、缶・びん、ペットボトル プラマーク	月～金 午前 8：30～午後 3：00（祝日及び年末年始を除く）	

処理手数料（共通）	単位	処理手数料の額
	100kgまで	1,220円
	100kgを超える場合	1,220円に100kgを超える部分につき10kgまでを増すごとに122円を加算して得た額

ごみの許可業者一覧表

業者名	電話	備考	業者名	電話	備考	業者名	電話	備考
アットワンス(株)	631-4652		(株)毎日クリーン	652-3695		サカ力清掃	090-8972-1398	地区限定
(株)三幸クリーンサービスセンター	625-8488		(有)みどり清掃	632-9288		(有)徳島清掃管理センター	628-2254	地区限定
太陽清掃	664-1628		(株)宮田クリーン	090-8975-5033		(50音順)		
(有)堤商店	080-0200-1841		(有)山岡清掃社	632-3049				
(有)南海クリーン	668-0044		(株)ヤングクリーン	0120-56-4008				
林クリーン・サービス(株)	663-8842		ワコウクリーンサービス(株)	0120-18-0909				

※古紙類については、「資源物について」に書いてある方法で処理してください。※地区限定業者についての詳細は、直接電話で確認してください。

資源物について

- 古紙・布・金属及び廃食用油の資源物は、できるだけ地域の町内会や子ども会などが行う集団回収へ出すようにしてください。
本市では、資源物回収を行っている団体（登録必要）に対し、奨励金を交付する事業を実施しています。
- リターナブルびん（ビールびん、一升びん、牛乳びんなど）は、できるだけ販売店に返却してください。
- 商店・事務所等から出る紙類、引越業者名が記載されたダンボールは、次の方法で処理してください。【古紙業者一覧表】
 - 商店・事務所等から出る紙類 → 右記古紙業者に持ち込む
 - 引越業者名が記載されたダンボール → ①引越業者に回収を依頼
②古紙業者またはエコストーションに持ち込む
③集団回収へ出す

※古紙類・ダンボール・シュレッダー処理した書類などを古紙業者に持ち込みたい場合又は回収を依頼する場合は、右の業者にご相談ください。業者によっては布類も引き取り可能です。
(機密文書の処理については環境政策課（☎ 621-5202）までお問い合わせください。)

業者名	電話
(株)フジゲン	664-6666
ナルト紙料(株)	632-0390
(有)中野商店	622-2666
新平和製紙(有)	631-5613
(株)ヤングクリーン	0120-56-4008



ごみ袋について

「分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ」、「燃やせないごみ」、「プラマーク」、「缶・びん」、「ペットボトル」を出すときは、袋の中にどのようなものが入っているか識別できる程度の透明又は半透明の袋を使用してください。原則として、中身の見えないごみ袋で出されたごみは収集しません。

ごみ袋の飛散防止について

強風で飛散した袋は、通行の障害になるなど、生活環境に悪影響を及ぼします。
袋の飛散を防ぐために、ごみを出す時には右のことについてください。

- ごみ袋はスーパー、小売店等でお買い求めください。
透明又は半透明の袋であれば、着色の有無やメーカーは問いません。
※スーパー等のレジ袋（買い物袋）も使用できます。
- 容量は45L以下のものを使用してください。
- 破れにくい袋を使用してください。
※クリーニングの袋やスーパーの無料のポリ袋など、破れやすい袋は使用しないでください。
- 人に見られたくないごみや生ごみは、紙で包んだり、不透明の小袋に入れてから透明又は半透明の袋に入れて出しても結構です。
- 空気を抜いてしばる。
プラマークなど、収集時に風で飛び散りやすいごみや資源物は、できるだけごみ袋の空気を抜いて出してください。
- 袋と袋を結ぶ。
2つ以上のごみ袋を出す場合、それぞれのごみ袋の結び口を結び合わせると風で飛びにくくなります。
- ごみ袋にネットを被せる。
ごみ袋に、ネット（ホームセンター等で販売）を被せていただくと飛散を防ぐことができます。
- 朝8時30分直前に出す。
ごみは収集日当日の朝、8時30分直前に決められた場所に出してください。

ごみについてのお問い合わせやご相談は

●ごみの分け方・出し方、ごみ袋に関することは	環境政策課	☎ 621-5202
●家電リサイクル法に関するることは		☎ 621-5217
●不法投棄に関することは	環境政策課	☎ 621-5217
●高齢者や障がいでごみ出しが困難な方へのふれあい収集に関することは	環境政策課	☎ 621-5217
●粗大ごみに関することは	東部環境事業所業務課	☎ 662-0985
●分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみの持込みに関することは	東部環境事業所施設課 西部環境事業所施設課	☎ 662-0941 ☎ 642-8402
●犬、ねこ等の死体に関することは (私有地等にある死体は、収集しやすい場所まで搬出してください。 なお収集は、平日の午後3時までです。)	東部環境事業所業務課	☎ 662-0139

ごみ収集のご相談は

東部環境事業所 業務課 ☎ 662-0139	西部環境事業所 業務課 ☎ 642-8585
委託収集 東部担当 ☎ 677-4122	委託収集 西部担当 ☎ 642-8588